事業者へ一時金給付（長崎市中小事業者等一時金（第３期））

産業雇用政策課（☎ 829-1313）

長崎県より要請された市民への不要不急の外出自粛や飲食店等への営業時間短縮で、事業活動に大きな影響を受けた市内の事業者に対し、一時金を給付します。

《申請要件》

次のいずれかにより、2021 年 8 月または 9 月の事業収入が対 2020 年同月比（または 2019 年同月比）で 20%以上 50%未満減少していること

① 不要不急の外出・移動自粛による直接的・間接的な影響を受けた

② 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店などと直接・間接の取り引きがある

《対象事業者》

申請要件を満たす事業主で、2021 年 8 月 6 日時点で市内に本社か主たる事業所を有する者（個人事業主の場合は市民）のうち、次に掲げる要件を満たす者

① 県の要請に基づく市・町の営業時間短縮要請協力金（2021 年 8 月と 9 月分）または、長崎県大規模集客施設時短要請協力金を受給していない（しない）

② 2020 年 1 月までに納期が到来している市税を滞納していない　など

《申請方法》

市ホームページや市役所本館案内所、消費者センター、地域センターなどにある申請書類を**郵送で提出**

給付額

申請要件を満たす

月の売上減少額

（1 カ月当たりの上限額 10 万円）

※月ごとに減少額を算定し、最大 2 カ月分（20 万円）を支給。

申請期限

11月30日（火）※消印有効

専用コールセンター

☎ 050-8881-8742

午前 9 時～午後 5 時 ※土・日・祝日除く

申請方法や対象事業者など詳しくは市ホームページをご確認ください

事業収入が 50%以上減少している月は国の「月次支援金」の対象となり得ます

月次支援金のお問い合わせ　☎ 0120-211-240

午前 8 時 30 分～午後 7 時 ※土・日・祝日を含む

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種

まだ接種をしていないかたのうち、接種を希望されるかたは長崎市ワクチン接種コールセンターへお問い合わせください。

長崎市ワクチン接種コールセンター

☎ 0120-095827（無料）　☎ 0570-095355（有料）

午前 8 時 45 分～午後 8 時 ※土・日・祝日を含む

市ホームページ